

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口
介護	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 ※保険証は後日郵送されます。 手続き窓口へお越しいただく必要はありません。			健康福祉センター1階 高齢者支援課 介護保険担当 ☎042-346-9510	×	×
障がい	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度(マル障)を受けている方で、姓や世帯主や健康保険が変わる方	マル障受給者資格の変更	・健康保険証(有効期間内のもの)、または資格確認書	すみやかに	健康福祉センター1階 障がい者支援課 事業推進担当 ☎042-346-9540	○	×
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、愛の手帳の氏名変更 各種サービスの変更	・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳)			△	×
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費制度(精神通院医療)を利用している方	精神障害者保健福祉手帳の氏名変更 受給者証の氏名変更	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院) ・健康保険証(有効期間内のもの)、または資格確認書 ・印鑑 ・マイナンバーカード	すみやかに	健康福祉センター1階 障がい者支援課 サービス支援担当 ☎042-346-9542	×	×
その他	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 ※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトに登録を行っている場合は、オンラインにて変更手続きを行ってください。		変更があった日から30日以内	市役所4階 環境政策課 環境対策担当 ☎042-346-9536	○	×



## 小平市役所

〒187-8701  
小平市小川町2-1333  
☎042-341-1211(代表)

午前8時30分から午後5時まで  
(日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※土曜窓口は、本庁舎内の4課(市民課、保険年金課、税務課、収納課)が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

# 手続きチェックシート

市民課 戸籍担当  
☎ 042-312-1083(直通)

# 婚姻

## 婚姻届の手続きの流れ ※平日の流れになります

### ① 婚姻届の提出

<市民課(1階)>  
10番・11番窓口で届出

婚姻届

※証明書や引越しなど、関連する手続きについては、婚姻届受理後に再受付を行います。関連手続きの申請書類を記入して、お待ちください。

### ② 関連手続きの再受付

<市民課(1階)>  
2~9番窓口で関連手続きの再受付

#### 【証明書発行】

- 住民票の請求
- 受理証明書の請求

#### 【引越し・印鑑・国保】

- 引越し(転入・転居)・世帯合併
- 印鑑登録
- 国民健康保険資格確認書

#### 【マイナンバー】

- マイナンバーカード関連  
(券面記載事項変更・電子証明書更新)

### ③ 手続き終了

<市民課(1階)>  
1番(レジ)窓口で証明書・印鑑・国民健康保険資格確認書・マイナンバーカードなどのお渡し

※モニターに番号が表示されましたら、番号札をお持ちのうえ1番(レジ)窓口へ

※他課の手続きがある方は、市民課での手続きがすべて終わったあとに行ってください。

### 【注意事項】

- ・婚姻届の受理証明書について(1通:350円) ※16時以降に届出された場合に交付できない場合があります。受理証明書は、婚姻後の戸籍ができるまでの間、婚姻の事実を証明するものになります。職場などへ婚姻後の手続きをする際に利用されることが多いです。
- ・住民票の世帯合併について  
婚姻前に同居しており、住民票上の世帯を分けている場合、婚姻届の手続きだけでは世帯は一緒になりません。別途世帯合併の手続きが必要となります。
- ・婚姻届は土曜日窓口や夜間受付でも提出できますが、届書の審査は平日に行いますので、婚姻後の諸手続きはできません。翌開庁日以降に証明書の交付や

# 婚姻に関するおもな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がありますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。土曜窓口ご利用の方は、下記手続きを同時に行えない場合がありますのでご注意ください。
- 主な手続きの内容における「★」は、婚姻届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	
住所・マイナンバー・戸籍	<input type="checkbox"/>	住所が変わる方	住所変更（転入・転居など） ※転入・転居のチェックシートも確認してください。			市役所1階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方) ※民法では原則夫婦は同一世帯とされています。	世帯合併・世帯変更	・本人確認書類 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ※婚姻届とは別日に手続きをされる場合は、婚姻届を提出された日を受付の際にお伝えください。	すみやかに		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で旧姓を住民票等へ併記等されたい方	旧氏の登録・変更・削除	・戸籍謄（抄）本など ・本人確認書類 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	婚姻後の戸籍取得後			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方のうち、確定申告でe-Taxを利用される方 (署名用電子証明書の再発行を希望される方)	署名用電子証明書の再発行 ※代理人が手続きされる場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用（数字4桁）、署名用電子証明書用（6～16桁の英数字）暗証番号を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方でマイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード券面記載事項変更 ※代理人が手続きされる場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	お子さんの戸籍についてのご相談	養子縁組届、入籍届など					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入中で、氏名や世帯構成などに変更がある方	新しい国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの交付「★」 (後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。		変更があった日から14日以内	市役所1階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険証または資格確認書、資格取得証明書、マイナンバーカードと資格情報のお知らせ ・国民健康保険証または資格確認書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	最近退職した方 → 配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方 → 国民健康保険に加入する方	小平市役所での手続きはありません。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		国民健康保険の加入 (資格確認書または資格情報のお知らせは後日郵送) 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書または離職票	資格喪失日より14日以内		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	小平市役所での手続きはありません。 ※共済年金の方は共済組合にお問い合わせください。			各共済組合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
子ども	<input type="checkbox"/>	0歳～高校生相当年齢のお子さんがいて、 ・児童手当を受給している方 ・乳幼児医療証（マル乳）をお持ちの方 ・義務教育就学児医療証（マル子）をお持ちの方 ・高校生等医療証（マル青）をお持ちの方	児童手当の受給者変更・氏名変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先で手続きしてください。	・金融機関の口座が分かるもの（保護者） ・健康保険証、資格確認書等（保護者）		市役所2階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さんがいて ひとり親家庭等に該当していた方	乳幼児医療証（マル乳）、義務教育就学児医療証（マル子）高校生等医療証（マル青）の保護者変更・氏名変更	・マル乳医療証、マル子医療証、マル青医療証 ・健康保険証、資格確認書等（子）	婚姻した月のうちに (必要なものがそろっていない場合でも子育て支援課へお立ち寄りください)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん（0歳～20歳未満）の手当の受給者が変わる方・姓が変更になる方 ・特別児童扶養手当 ・児童育成手当 ・心身障害児福祉手当	児童扶養手当、児童育成手当の資格喪失 ひとり親家庭医療証（マル親）の資格喪失	・児童扶養手当証書 ・マル親医療証				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の貸付、自立支援給付金等を受けている方	特別児童扶養手当、児童育成手当、心身障害児福祉手当の受給者変更・氏名変更届	※子育て支援課へお問い合わせください。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園（内定）している、または入園申込をしているお子さんがいる方 ②幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	資格喪失関係	※子育て支援課へお問い合わせください。	すみやかに			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	住所・氏名変更など	※保育課へお問い合わせください。	すみやかに			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者や姓が変更になる方	補助金申請 など	※保育課へお問い合わせください。	すみやかに			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	保護者変更、氏名変更など				市役所5階	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	